



親子の楽しい食育教室

クリスマスケーキを作ろう

初心者でも簡単なスポンジケーキ。手づくりケーキで楽しくクリスマスをお過ごしませんか。

とき 12月22日(土) ①午前9時②午前10時③午前11時④午後1時⑤午後2時⑥午後3時

ところ 保健福祉センター3階調理実習室
講師 食生活改善推進員
対象 幼児、小学生とその保護者で市内に住所のある人
定員 各回5組

参加費 1組700円(ケーキのトッピングは持参)

申し込み はがきに住所、参加者全員の氏名(子どもは学年、年齢、電話番号、希望時間を記入し、〒378-0053 沼田市東原新町180172 沼田市保健福祉センター内健康課係へ)

※希望時間は第2希望まで。希望時間なしの人はその旨を記入
※12月7日(金)当日消印有効

その他 住所ごとにはがき1枚の申し込み/初めての人の優先/当選者のみ12月14日(金)までに通知します

問い合わせ 健康課係(保健福祉センター内) ☎内線76202へ



ティーネのドイツ料理教室

市国際交流員クリスティーネ・パウアーさんの料理教室第3弾!!サクサクのシュニツェル、白ワインビネガーが効いたさっぱりポテトサラダはドイツの定番★



とき 来年1月12日(土)午後1時30分
ところ 中央公民館3階調理実習室
内容 シュニツェル(豚ヒレカツ)とポテトサラダ
定員 20人(先着順)
費用 500円
申し込み 所定の用紙に記入の上、費用を添えて、企画課政策調整係へ
問い合わせ 企画課政策調整係 ☎内線3223へ

ドイツ人国際交流員ティーネの

いいね! ドイツ vol. 3



クリスティーネ・パウアー
国際交流のお手伝いをします。お気軽にお問い合わせください。
問い合わせ 企画課政策調整係 ☎内線3223へ

クリスマス

ドイツではクリスマス・イブの約1カ月前からクリスマスのシーズンが始まり、この4週間を待降節・アドヴェントといひます。
ドイツの家でのクリスマスの飾りつけの1つは、モミの木の枝で作ったアドヴェントクランツ(リース)です。4本のろうそくが立てられるリースに、1週間おきに1本ずつ火をとめます。ほかに人気なのは、クリスマス・イブまでを数えるアドヴェントカレンダーです。カレンダーの日付に24個の窓があり、クリスマスまで毎日1日ずつ開けます。さまざまな形があり、窓の中にチョコレートが入っていることが多いです。

12月24日、教会でクリスマスのミサが行われ、夜は家でクリスマスツリーを立て、家族と祝います。クリストキント(クリスマスの天使)がプレゼントをツリーの下に置きます。25、26日もクリスマスが続き、ほとんどの会社と店は休みで、この2日間に祖父母と過ごす人が多いです。ドイツのクリスマスは家族と過ごす静かな瞑想的な祝日で、日本の年越しに似ているはずで



12月4日(火)~10日(月)は「第70回人権週間」

みんなで築こう 人権の世紀 ~考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心~

●人権週間を考えたい

昭和23年12月10日、国連で「世界人権宣言」が採択され、この日を「人権デー」と定めています。日本では毎年12月4日から人権デーまでの一週間を「人権週間」とし、全国的に活動を推進しています。みんなの人権が尊重される社会にするにはどうしたらよいか、この機会に改めて考えてみましょう。

●基本的人権の尊重

人権(基本的人権)とは、私たちが人間らしく生きるために必要な権利で、日本国憲法において国民に保障されています。

●真の人権の世紀に

21世紀は「人権の世紀」です。一人一人が人権を尊重することの重要性を認識し、他人の人権にも十分配慮した行動がとれるように、社会全体で不断の努力を続ける必要があります。私たちは、基本的人権をお互いに尊重し合い、それを自分たちの力で大切に守り育てていかなければなりません。

家庭や地域、学校、職場など日常生活のルールとしての人権感覚や、人権への正しい知識を十分に身に付け、相互に共存し、平和で豊かな社会の実現を目指しましょう。

平成30年度強調事項

女性の人権を守ろう/子どもの人権を守ろう/高齢者の人権を守ろう/障害を理由とする偏見や差別をなくそう/部落差別などの同和問題に関する偏見や差別をなくそう/アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう/外国人の人権を尊重しよう/HIV感染者やハンセン病患者などに対する偏見や差別をなくそう/刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう/インターネットを悪用した人権侵害をなくそう/北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう/ホームレスに対する偏見や差別をなくそう/性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう/性自認を理由とする偏見や差別をなくそう/人身取引をなくそう/東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

問い合わせ 社会福祉課社会係(東原庁舎内) ☎内線77242、社会教育課社会教育係 ☎内線3333へ



12月1日(土)~10日(月)

冬の県民交通安全運動

年間スローガン 「暗くても 光るタスキが 身を守る」

- ★実施重点項目
 - 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材などの着用促進
 - 飲酒運転の根絶
- 問い合わせ 生活課生活係(東原庁舎内) ☎内線77352へ

日 没時間が早く、夜の時間帯が長くなります。
自動車は、早めのライト点灯・上向きを実践し、歩行者や自転車を早めに見つけましょう。歩行者や自転車は、夕暮れ時や夜間、通行車両から見えにくいことを意識して、明るい色の服装や反射材を着用し、自分の存在を周囲に知らせましょう。
また、家庭、職場、地域では、「飲酒運転は絶対にしない・させない」を呼び掛け、徹底することが大切です。
交通ルールを守り、事故のない明るい社会づくりに努めましょう。

★サブスローガン 「まもってね 車のルールと 家ぞくのいのち」